

平成 29 年度 新人ハンター養成講座受講者募集要領

1 事業目的

野生鳥獣による農作物等の被害を低減又は予防するためには、野生鳥獣の増加を防ぐ捕獲圧を維持する必要があります。

このためには狩猟者の確保が不可欠ですが、本県の狩猟者は高齢化が進行しており、また、若年層の参入も少ないことから、近い将来、捕獲圧の維持は困難になってしまうことが予想されます。

そこで、狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟経験の浅い者や狩猟に関心のある者を掘り起こし、狩猟免許の取得及び狩猟に関する様々な知識や技術を身に付けてもらう「新人ハンター養成講座」を開講し、野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりに欠かせない人材を育成します。

2 受講の要件（次項のいずれにも該当すること。）

(1) 宮城県内に住民票があり、20 歳から 50 歳以下であること。

(2) 狩猟免許の取得に意欲的な者、狩猟免許は所持していないが（失効したが）銃砲刀剣類所持等取締法の許可を得て銃砲を所持している者、又は狩猟免許をすでに所持しているが狩猟経験が浅い者、若しくは狩猟を長期間休んでいる者

(3) 狩猟免許試験（第一種銃猟免許）を受験すること（すでに所持している者を除く。）。網猟免許及びわな猟免許試験の受験は、任意とする。

なお、すでに第一種銃猟免許を所持しているが、わな猟免許を所持していない者は、わな猟免許試験を受験すること。

(4) 講座修了後（狩猟免許取得後）は、地域の猟友会に入会し有害鳥獣捕獲に協力するなど、狩猟者としての社会貢献活動に意欲的であること。

(5) 過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に抵触する違反行為をしていないこと。

3 定員

20 人とします。これを超える応募があった場合には、受講申込書に添付の「養成講座の受講動機と抱負」（小作文 400 字以内）などにより選考します。

4 受講について

講習は、県が委託する団体が、原則として土曜日及び日曜日に行います。カリキュラムの概要は、別紙年間計画表のとおりです。

5 講座修了証

(1) 全 7 回（予定）の講座数のうち、5 回以上の出席をもって、講座修了証を交付します。

(2) 既に取得すべき免許を所持している者は、第 3 回講座は出席したものとみなします。

- (3) 1日の講座時間の半分以上を受講すれば出席とします。
- (4) 出席数が規定に達しない状態になっても、希望があれば以後の受講は認めますが、受講料を納入しない、狩猟免許試験を受験しないなど、途中で受講の要件を満たさなくなった場合は、以後の受講は認めません。

6 受講料等について

- (1) 受講料として1人当たり 2,000 円を負担していただきます。(受講料納入後の返金は応じかねます)
- (2) ただし、新たに狩猟免許及び猟銃所持許可等の資格を取得する場合の費用は、受講生の負担となります。
- (3) 講座の実施会場までの交通費用も受講者の負担となります。
- (4) 申込みに必要な住民票の交付手数料も受講者の負担となります。

【参考】各種資格取得に必要な講習会等の受講費用（平成28年度時点）

- 狩猟免許試験受験料 1種類につき 5,200 円（一部免除者は 3,900 円）
- 猟銃所持許可に係る費用 およそ 60,000 円（初心者講習会及び教習射撃等の費用であり猟銃の購入費用は含まれません。）

7 応募に必要な書類

「新人ハンター養成講座受講申込書」（別紙様式）、「養成講座の受講動機と抱負」及び「住民票」（交付後、概ね3ヶ月未満のもの）を下記まで持参又は郵送してください。

なお、狩猟免許及び銃猟所持許可証をお持ちの方は、その写しを添付してください。

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県環境生活部 自然保護課 宛て

※ 郵送の場合は、封筒に「新人ハンター養成講座申込書在中」と朱書してください

8 募集期間

平成29年4月24日（月）から5月19日（金）まで（郵送の場合は当日の消印有効）

9 受講決定の通知

受講が認められた応募者には、平成29年6月5日（月）までに、その旨を書面で通知します。

10 問合せ先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県環境生活部 自然保護課 野生生物保護班

電話 022-211-2673